

(試訳)

サーキュラー：アルゼンチンの税関 (2015年10月)

アルゼンチンでの税関とのトラブルに関し、最新情報をお伝えいたします。

以前よりサーキュラーにてお伝えしております通り、入港時に提出する”Store List”を作成するには、現地の税関規則に注意を払う必要があります。通常記載する物品に加え、燃料油・潤滑油・塗料・薬品・予備のロープや本船グラブ等も含めての記載が求められます。

“Store List”提出後、申告された内容と実際本船上にある物品に齟齬がないか調査するため、税関職員が乗船します。その際には、彼らに不一致・遺漏を見つけられないようにすることが重要です。

機関長が税関職員より本船上の燃料油や潤滑油についてリストを作成するよう求められた場合は、Store Listに記載した数量と同じ数量を記載するようにしてください。不一致があれば、税関規則の違反と見做されます。また、数量を二重に申告しないよう注意してください。

特に、税関で本船から没収しえない物品の申告に不備・漏れがあった場合、複雑な問題が発生します(詳細は後述いたします)。

これまで、上述したような問題は主に San Nicolas にて発生していましたが、最近では San Lorenzo・Necochea・Bahia Blanca においても似たようなケースが報告されています。

各港の税関は独自の規則を作っており、要求の内容は港(税関)によって異なります。現時点では Necochea のみの事例ですが、同港ではスペイン語で書かれた Store List の提出が要求され、これに従うまで船舶の運航が認められません。

また、同じく最近の動きとして、補助エンジンやサンプタンク内の潤滑油についても税関申告の対象とされたケースがありました。

前述の通り、税関として没収しえない物品の申告に違反があった場合、本船は、税関による物品の評価額と同等の金額を現金で支払うまで拘留されます。この金額は没収の代替策にすぎないため、これに加えて罰金が科されることとなります。

更に、税関職員の中には、行政・刑事訴訟や高額の罰金の可能性を示唆して船長を脅し、US\$5,000～15,000 程度の金銭の支払いを要求する者もいるようですが、このような要求は不正なものであるため、絶対に拒否すべきです。

注意点を以下にまとめました。

a. 本船到着時には、燃料油や潤滑油(補助エンジンやサンプタンク内で使用されているものも含め)について申告を行う必要があるのか。 - ある。

b. 通常申告する物品に加え、薬品・塗料・シンナー・ロープや予備の部品についても申告を行う必要があるのか。 - ある。

c. Store List はスペイン語で書かなければならないのか。

- 現在のところ、スペイン語での提出が求められるのは Necochea のみである。

d. 申告違反嫌疑により船が拘留されることはあるか。

- ある(根拠規定は Custom Code section 962 [Undeclared Goods])。

e. 拘留された場合、どうすれば解放できるか。

- 税関は申告違反物の物品額相当の現金か銀行保証状を要求する。どちらが要求されるかは港次第である。

f. 税関からの要求が最も複雑なのはどの港か。

- 主に San Nicolas・San Lorenzo・Necochea・Bahia Blanca だが、これ以外の港においても Store List 作成時には注意が必要である。

g. トラブルを回避するためにはどのような対策が推奨されるか。

- 1) 船長は機関長や一等航海士と協力し、Store List に記載する物品を注意深く記録する
- 2) 機関長はタンク(予備エンジンやサンプタンクを含む)内の数量を慎重に計測する
- 3) Store List への署名は、船長が全ての記載・修正が完了したことを確認するまで行わない
- 4) Store List を提出し税関の署名を得た後は、コピーを取り本船で保管する
- 5) 船長は、税関職員から根拠のない現金支払いによる解決を持ちかけられたとしても、これに応じるはいけない

最後に、現地機関・国際的な機関から税関に対しては、トラブルの回避と不正行為の防止

のため、各税関が申告義務の範囲を明確化して各々の規則に沿った申告フォームを作成すべきであるとの働きかけが行われていますが、残念ながら今までのところ税関より前向きな回答は得られていません。従いまして、アルゼンチン諸港に寄港する際は、依然注意が必要です。

アルゼンチンへの配船を行っている船会社の間で懸念が高まってきている税関とのトラブルに関し、上述の事項が最新情報となります。